

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 長岡西開発第一商業ビル（喜多町プラザ）

所在地 長岡市喜多町字下川原1000番1

設置者 有限会社長岡西開発

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社クスのアオキ

（変更前）午前10時00分から午後10時00分

（変更後）午前9時00分から午後10時00分

・藤の屋

（変更前）午前10時00分から午後9時00分

（変更後）午前9時00分から午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前10時00分から午後10時00分

（変更後）午前9時00分から午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）・出入口の数 6箇所

・出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり

（変更後）・出入口の数 7箇所

・出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

(1) 令和8年10月16日

(2) 令和8年9月16日

4 変更の理由

来客の利便性の向上を図るため

5 届出年月日

令和8年9月15日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和8年10月2日から令和9年2月2日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp